

平成27年 1月 5日

泉佐野市建設工事登録市外業者 各位

## 泉佐野市発注の建設工事における 建設事業者の社会保険加入促進について

泉佐野市では、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争関係を構築するとともに、建設産業の持続的な発展に資するため、本市が発注する建設工事において、下記の通り、建設事業者の社会保険※の加入促進に取り組むこととしましたので、お知らせします。

※社会保険とは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいいます。

### 記

平成28年度以降の建設工事の入札参加に必要な資格として、社会保険の加入を条件とします。未加入の建設事業者は、落札者となることができません。また、平成28年度の泉佐野市入札参加資格登録審査申請（追加申請）から申請に必要な資格として社会保険の加入を条件とします。

※法令により適用除外とされる事業者は除きます。

（具体的な内容）

- 1 有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審通知書」という）の社会保険加入の有無欄で確認し、社会保険未加入業者は入札参加資格登録ができません。  
ただし、社会保険加入の有無欄が「無」となっている場合においても、経審通知書の基準日以降に社会保険の加入が整えば、年金事務所発行の「健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認（申請）書」、公共職業安定所発行の「雇用保険適用事業所設置届事業主控」により確認することとし、書類の提出がない場合は、登録を認めません。
- 2 社会保険に関する誓約書が必要となります。